

# 陳情第 31 号

平成27年8月20日

米子市議会議長様

(提出者)



## 産廃最終処分場関係自治会の動向に係る調査等を求める陳情

### 1. 要旨

去る6月19日開催された米子市議会本会議において角副市長は現在計画されている産廃最終処分場の関係自治会に関する土光議員の質問に対し「平成20年に小波浜、小波上が産廃処分場設置について同意している旨鳥取県環境管理事業センターから聞いています。」旨の発言をされました。しかし小波上は同意している事実はありません。このため、私は鳥取県環境管理事業センターに角副市長の発言に関し問い合わせしましたところ、回答の要旨は次のとおりでした。

「自治会の中でも事業に反対しないという決議をされている自治会がある。」旨米子市に回答した。

なお回答文書の中に「上記決議をされている自治会は、小波上ではないが、自治会の意向で公表していません。」との記載がありました。

以上の回答内容は、6月19日の米子市議会における角副市長の発言と全く相違しています。

ついては米子市長におかれましては次の2点について真相を究明するため速やかに調査をし、その結果を文書により米子市議会議長に提出するとともに、至近の米子市議会で報告するよう陳情します。なお文書の写しを陳情者に送付いたしますようお願いします。

- ①平成27年6月19日の角副市長米子市長の上記発言内容と、鳥取県環境管理事業センターの平成27年6月26日付回当方への回答内容の相違について
- ②小波上の産廃処分場設置に係る意向（同意・不同意）について

### 2. 理由

私は6月29日付け文書により米子市長に対し上記の角副市長の発言について米子市議会で説明



明をしていただくようお願いするとともに、併せて米子市議会議長様に米子市長へのお取り計らいをお願いしました。しかし7月1日の米子市議会本会議における角副市長の発言は6月19日の自らの発言の経緯にふれるものではなく、また米子市長から寄せられ文書回答も同様に前述の経緯にふれるものではありませんでした。

関係住民は、自己の所属する自治会について述べられたものであっても、事実と異なる発言は個人に対してなされた身に覚えのない内容の発言の場合と同様に迷惑を受けます。角副市長の小波上が同意している旨の事実と異なる発言は広く流布されたままであり、関係住民が被る迷惑は更に増幅します。早急に小波上が産廃処分場の設置に同意をしている旨の角副市長の発言は打ち消しが必要です。

また小波上は産廃最終処分場の最直下の集落であり、その動向は周辺関係地区住民を始め、米子市や鳥取県の行政御当局、市議会議員の皆様、市民等に誤解を与え判断を誤らせることとなります。よって要旨記載の通り陳情いたします。

(添付)

- 平成27年6月19日米子市議会における角副市長の発言（議事録関係部分）・・・①  
平成27年7月1日 米子市議会における角副市長の発言（議事録関係部分）・・・②  
平成27年6月29日付米子市議会議長様宛て当方提出文書 ..... ③  
平成27年7月10日付米子市長より当方宛て回答文書 ..... ④

(注)

平成27年6月29日付当方より米子市長宛て当方提出の文書に添付の書類が次のとおり米子市議会議長宛て当方提出文書の添付書類と同一のため、米子市長宛て文書に添付を省略しています。

文 書		同一文書の説明	
米子市長宛て当方提出文書	H27. 6. 29	別紙1	米子市議会議長宛て当方提出文書（H27. 6. 29）に添付の別紙1と同一
		別紙2	米子市議会議長宛て当方提出文書（H27. 6. 29）に添付の別紙2と同一

**(6.19本会議で 角副市長発言)** <資料①2枚目-裏>  
先ほど、事業センターに確認した。  
平成20年に小波浜、小波上が環境プラントの計画に対して同意しているとのこと。

**(6.26 事業センターから [REDACTED] に回答)** <資料③7枚目-表>  
**(6.19米子市からの問合せに答えた内容)**

下泉自治会が賛成の決議を撤回されたが、他の5自治会のでも事業に反対しないという決議をされている自治会がある旨回答しております。(上記決議をされている自治会は、小波上ではありませんが自治会の意向で公表していません。)

(小波上の状況について)

小波上の過去の経緯から、平成21年2月1日に説明会が開催されたと承知しており、平成26年2月9日の説明会で [REDACTED] から同様の発言があったことを米子市にお伝えしました。

**(平成21年2月1日に説明会)** <資料③6枚目-表>  
奥谷理事長「小波上が同意しているとは説明していない」

**(平成26年2月9日に説明会)** <資料③6-1>  
現在、小波上自治会において産廃問題の態度決定の審議はされていない。

**(7.1本会議で 角副市長発言)** <資料②3枚目-裏>  
(再度、事業センターに確認)  
現在は、産業廃棄物最終処分場の事業に反対しないという決議をされている自治会があると回答を得た。  
決議をされている自治会名は公表できないとのこと。

賛成決議をしたときのいろんな説明、いろんな情報、これが実は事実ではなかった、そういうことがわかって、事実ではなかったということで改めて今回、過去に賛成決議をしたのを取り消した、そういうことが主な理由だというふうに聞いています。先ほど米子市はこの計画に対して、基本的なスタンスは変わらない、要は何回も言われてますけど、市民の声を事業主体に届ける、そのために説明会に同席する、そういう言われ方をしています。やはりもっと米子市として、米子市内にこういった計画がなされていて、6自治会よりもっと広い範囲でいろんな不安の声、反対の声があります。市独自として、市としてもやはり情報収集に努める、そういうことが必要ではないでしょうか。

○渡辺議長 角副市長。

○角副市長 産業廃棄物最終処分場の説明会等についてでございますが、一義的には事業主体である鳥取県環境管理事業センターに説明責任があると考えております。市として独自に説明会を現時点で開催する考えはございません。

○渡辺議長 土光議員。

○土光議員 お考えが変わらないということで仕方がないなと思いますね。確認ですけど、6自治会、今言った下泉は過去、賛成決議をしていましたけど、それを白紙撤回しました。それ以外の自治会、これは賛成の意思は表明しているところはあるでしょうか。

○渡辺議長 角副市長。

○角副市長 自治会の中で賛成の表明をされてる自治会はあると聞いております。

○渡辺議長 土光議員。

○土光議員 具体的にどこの自治会か、どういう場でそういった決議をしたのか、説明ください。

○渡辺議長 ちょっと待ってくださいね。これは通告なし、ある、あります。

○土光議員 通告はしていませんけど、あると言ったんだからちゃんと説明してほしいと思います。

○渡辺議長 普通、その答えがないと続けられないというところがあります、質問が。

(「あるって言ったんだから……」と土光議員)

ちょっと黙って。だから、暫時休憩するかどうかを今、諮ろうかというとこです。

答えられます。

長井市民環境部長。

○長井市民環境部長 後で確認してお答えさせていただきたいと思います。

○渡辺議長 これは続きがないとできないですね、ほんなら、暫時休憩をします。

午前 11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

○渡辺議長 休憩前に引き続き会議を開き、市政一般に対する質問を続行いたします。

初めに、角副市長。

○角副市長 午前中の、土光議員の産業廃棄物最終処分場に関する地元自治会の御質問でございますが、先ほど環境管理事業センターに確認をいたしました。平成20年に小波浜、小波上の両自

治会が、環境プラントの計画に対して同意をされておること  
でございました。その後、事業主体が変更となりましたので、センターといたしましては県の支援を受け、環境プラントから計画書等を買い取りまして、センターとして精査した上で地元の御理解を得るように再度説明をすることございました。なお、一部処分場に関する地域振興について、自治会の側で協議に応じておるという自治会も一部あるとのことでございました。

○渡辺議長 土光議員。

○土光議員 今、小波浜、小波上、プラントの計画に同意という、そういうことをセンターから聞いたということですけど、平成20年、これ例えはどういう形、総会とかそういった決議をされたの同意という、そういう意味なんですか。

○渡辺議長 角副市長。

○角副市長 同意に至る詳細の手続につきましては、私どもは承知をしておりません。

○渡辺議長 土光議員。

○土光議員 いわゆる地元自治会、これ賛成してるかどうかに関して、今、そうおっしゃいましたけど、私が別なところから、これはそく聞ということですけど、同様に環境管理事業センターの一ー事務局長が、住民団体とのやりとりの中で、現時点では賛成している、賛成を表明している自治会はいないというふうに発言されてるということを聞いています。この辺はもう少し後で確認というか、そういったことがあるということで、そちらも不確定な情報じゃないかと思います。それからもう1点、地域振興計画、要は最終的に建設されるとなると条例に従って地域振興計画があ

いますので、今後、さらに注意を払っていきたいと思います。以上です。

○渡辺議長 お諮りをいたします。先ほどの土光議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○渡辺議長 御異議なしと認め、土光議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決しました。

なお、取り消しの部分につきましては、先ほどお話もありましたけども、後ほど会議録を確認の上、議長において適切に処理をいたします。

次に、角副市長が発言を求めておられますので、これを許可します。

角副市長。

○角副市長 産業廃棄物最終処分場に関する地元自治会の状況につきまして、先月6月19日の土光議員の御質問に対しまして補足をさせていただきたいと思います。御質問に対して、環境管理事業センターに確認したところ、平成20年に小波浜、小波上の両自治会が環境プラントの計画に対して同意されているとのことでしたと答弁をしております。この件につきまして、先月、6月の24日に大山ふもとの自然環境と米子の水を守る会の皆様方と面談した際に、平成20年当時の状況ではなくて、現在の状況を確認してもらいたい旨の要請を受けましたので、このことを踏まえまして、再度鳥取県環境管理事業センターに確認をいたしましたところ、現在は、産業廃棄物最終処分場の事業に反対しないという決議をされている自治会があると回答を得たところでござい

ます。なお、決議をされている自治会名は公表できないとのことでございました。以上でございます。

~~~~~

第1 議案第57号～議案第74号

第2 請願第6号・陳情第24号～陳情第28号

○渡辺議長 それでは、日程第1、議案第57号から第74号までの18件並びに日程第2、請願第6号及び陳情第24号から第28号までの6件、以上24件を一括して議題といたします。

これより24件の議案、請願及び陳情について、各委員会の審査報告を求めます。

初めに、門脇総務文教委員長。

○門脇議員（登壇） 総務文教委員会の審査報告をいたします。

当委員会に付託されました議案6件及び陳情5件について、去る24日、委員会を開き審査いたしましたので、その結果を報告いたします。

初めに、議案第58号専決処分について米子市市税条例等の一部を改正する条例の制定については、全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、議案第65号弓浜コミュニティー広場条例の制定については、当局より7月以降の当広場の管理契約について随意契約を念頭に置いた発言を本会議の中で行ったが、議員からの指摘があり、再検討した結果、随意契約については見直すこととし、今後については来年4月からの導入を予定していた公募型の指定管理者制度を可能な限り早く導入し、対応したいとの発言がありまし

平成27年6月29日

米子市議会議長  
渡辺 穂爾 様



産廃に係る地元同意に関する角副市長様の発言について（お願い）

去る6月19日の米子市議会において土光議員から産廃に関する関係自治会の動向についての質問があり、それに対し角副市長は「平成20年に小波浜、小波上が同意している旨鳥取県環境管理事業センターから聞いている」と回答されました。

しかしながら小波上は同意している事実はありません。このままでは米子市の関係者の皆様、米子市議会議員の皆様、市民等に誤解を与え判断を誤らせることがあります。

私は別紙1により鳥取県環境管理事業センターに対し「角副市長に地元状況についてどのような説明をされた」のか問い合わせをいたしました。これについて鳥取環境管理事業センターより別紙2の回答を得ました。それによると小波上は同意している旨は記載されていません。

従いまして、角副市長様の議会でのご回答と鳥取県環境管理事業センターの回答に相違があります。私は別紙3により米子市長様に対しこの件について米子市議会で説明をしていただくようお願いをしました。米子市議会における質疑に關係する事柄でありますので、米子市議会おかれましてこの件について米子市長様に対し早急に説明をされるよう取り計らいいただきますようお願い申し上げます。

以上

平成27年6月22日

鳥取県環境管理事業センター

瀧山 親則様



産業廃棄物管理型最終処分場に関する問い合わせについて

去る6月19日の米子市議会において土光議員から関係自治会の動向についての質問があり、これに対し角副市長から「平成20年に小波浜、小波上が同意している旨鳥取県環境管理事業センターから聞いている。」との回答がありました。しかしながら小波上は同意している事実はありません。このままでは米子市の関係者、議員、市民等に誤解を与え判断を誤らせることになります。

つきましてはセンターは角副市長に対し小波上の状況についていつの時点で、どのような説明をされたのか、その内容についてお知らせください。

また小波上が同意していないことは、平成21年2月1日、小波上公民館に於いて前奥谷理事長様、環境プラント河本社長出席のもとで開催された地元説明会において明らかです。(別紙④参照)

センターは角副市長に対し「今議会会期中に小波上の状況について事実に即した正確な回答」がなされるよう連絡をする等の措置を早急に講じられる必要があると考えます。これについてセンターはどのような対応をされるお考えかお知らせください。

回答は6月26日(金)までにお願いします。

以上

(別紙)

産廃問題に関する小波上の状況

## 産廃問題に関する小波上の状況

○小波上は産廃最終処分場建設について結論は出ておらず、従って同意はしていない。当時の自治会長が地区総会の議を得ることなく同意書を提出したものであって、自治会の正規な手続きを経たものでない。

○また下記④で記載のとおり、鳥取県環境管理事業センターは小波上が同意していないことはご承知である。

詳細は以下のとおり

① 2008年（平成20年）5月28日付け日本海新聞が淀江町小波地区に環境プラントが産廃管理型最終処分場の建設する計画である旨報じた。併せてその記事によると小波上は同意している旨も報じている。その記事を見た住民にとっては、このことは「寝耳に水」であり、大きな驚きであった。

② それ以後も当時の自治会長（■■氏）からなにも住民に対し説明がなされなかった。2008年12月20日の年末定例総会において自治会長からいきなり「産廃処分場については現在、遺跡調査中である。」旨を話し始めた。住民から「小波上に対し環境プラントからいつの時点で産廃建設の申し入れがあったか」の質問に対し自治会長は「環境プラントから建設申し入れがあったのではない。自分から話したものだ。」との回答であった。

③ 翌年の2009年（平成21年）1月4日の定例の新年総会において自治会長より「一般廃棄物処分場の建設について論議した時に、処分場に関することについては地区公害委員に任された。」旨の説明があった。これについて住民から「一般廃棄物処分場と産廃処分場とは別ものである。また産廃についてなにも知らされていない複数の地区公害委員がいることも既に判明している。」と述べると自治会長は同意書の提出は不適切であったことを認めその場で謝罪した。

住民の申し出により早急にセンター並びに環境プラントによる説明会の開催を要請することになった。

④ 2009年（平成21年）2月1日 センター奥谷理事長、環境プラント

河本社長ほかの出席のもとに事業について説明会が開催された。住民より「小波上は同意していない。同意書は自治会長が総会に諮らず提出したものである。そのことについては自治会長より地区の総会に於いて謝罪した。市議会等の関係先に対しこれまで小波上が同意していると説明をして来ているなら直ぐ訂正をしてほしい。」と述べたところ、奥谷理事長は「小波上が同意しているとは説明していない。従ってその必要はない」とのことであった。

地区としては、この産廃問題は計画の詳細が明らかになったところで協議・審議することとなった。

⑤ 2013年(平成25年)6月29日センター並びに環境プラントより生活環境調査書(案)の説明が開催された。

⑥ 2014年(平成26年)2月9日 センター並びに環境プラントによる事業計画案の説明会が開催された。説明会終了後、自治会長(■氏)から「産廃にどうしても反対の人はあるか」との発言があった。これについて住民から「決を取る前に、先ず地区公害委員の考えを聞くべきである。」との発言があり、地区公害委員の考えを聞く会を設けることとなった。

しかしながらそれから1年以上も経過しているが、その会は開かれていない。従って現在 小波上自治会において産廃問題の態度決定の審議はされていない。

い。

環 事 号 外  
平成27年6月26日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター  
理事長 瀧山 親則

産業廃棄物管理型最終処分場に関する問い合わせについて（回答）

平成27年6月22日付で質問い合わせました件について、別記のとおり回答します。

## 記

### 産業廃棄物管理型最終処分場に関する問い合わせについて

去る6月19日の米子市議会において土光議員から関係自治会の動向についての質問があり、これに対し角副市長から「平成20年に小波浜、小波上が同意している旨鳥取県環境管理事業センターから聞いている。」との回答がありました。しかしながら小波上は同意している事実はありません。このままでは米子市の関係者、議員、市民等に誤解を与え判断を誤らせることになります。

つきましてはセンターは角副市長に対し小波上の状況についていつの時点で、どのように説明されたのか、その内容についてお知らせ下さい。

答 今回の市議会での答弁の当日に、米子市の担当者から電話で地元6自治会で賛否の決議をされている自治会について問い合わせがあり、下泉自治会が賛成の決議を撤回されたが、他の5自治会の中でも事業に反対しないという決議をされている自治会がある旨回答しております。(上記決議をされている自治会は、小波上ではありませんが自治会の意向で公表していません。)

また小波上が同意していないことは、平成21年2月1日、小波上公民館において前奥谷理事長様、環境プラント河本社長出席のもとで開催された地元説明会において明らかです。(別紙④参照)

センターは角副市長に対し「今議会会期中に小波上の状況について事実に即した正確な回答」がなされるよう連絡をする等の措置を早急に講じられる必要があると考えます。これについてセンターはどのように対応をされるお考えかお知らせ下さい。

答 小波上の過去の経緯から、平成21年2月1日に説明会が開催されたと承知しており、また、平成26年2月9日の説明会で [ ] 様から同様の発言があったことを米子市にお伝えしました。

平成27年6月29日

米子市長  
野坂康夫様



## 産廃に係る地元同意に関する角副市長様のご発言について（お願い）

去る6月19日の米子市議会において土光議員から関係自治会の動向についての質問があり、これに対し角副市長様は「平成20年に小波浜、小波上が同意している旨鳥取県環境管理事業センターから聞いている」と回答されました。

しかしながら小波上は同意している事実はありません。このままでは米子市の関係者の皆様、米子市議会議員の皆様、市民等に誤解を与え判断を誤らることになります。

私は別紙1により鳥取県環境管理事業センターに対し角副市長に地元状況についてどのような説明をされたのか問い合わせをいたしました。これについて鳥取環境管理事業センターより別紙2の回答を得ました。それによると小波上は同意している旨は記載されていません。

従いまして、米子市議会での角副市長様のご回答内容と、私が得た鳥取県環境管理事業センターの回答内容に相違があり戸惑うばかりです。何故このような相違が生じたのか原因を突き止めると共に併せて早急に米子市議会の場で地元状況について正確に説明していただくようお願いします。

なお米子市は、重要事項について市内各地域の情勢を日常的にキャッチされておられると思います。また角副市長様は環境管理事業センターの理事を務められています。米子市として地元状況を環境管理事業センターに問い合わせをするまでもなく回答していただけるよう、この問題に関心を注いでいただけるようお願いをします。

上記2点についてどのような対応をしていただけるのか、お考えについてお問い合わせをしますので早急にご回答をいただきますようお願い申し上げます。

以上

発米環政第384号  
平成27年7月10日

米子市長 野坂康夫

産廃にかかる地元同意に関する角副市長の発言について（回答）

平成27年6月29日付けの文書で照会のありましたことについて、次のとおり回答いたします。

記

平成27年6月19日の議会における角副市長の答弁については、再度、鳥取県環境管理事業センターに確認し、現在は、産業廃棄物最終処分場の事業に反対をしないという決議をされている自治会があるとの回答を得ましたので、その旨を平成27年7月1日の議会において発言いたしました。

また、鳥取県環境管理事業センターの理事につきましては、県下市町村の代表として出席しているものでございます。

なお、現在鳥取県環境管理事業センターは、センターとしての事業計画を作成するため、環境プラント工業の事業計画を安全・安心の観点からよりレベルアップできないか、構造を含めチェックを行っているところと伺っており、今後、県の条例手続きに基づく説明会を実施されるものと考えております。

担当 市民環境部環境政策課生活環境係 生田  
電話 0859-23-5259